

議第 5 5 号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

莊川テニスコートを廃止するため改正しようとする。

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年高山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
別表第1（第2条関係）										別表第1（第2条関係）									
名称					位置					名称					位置				
高山市屋内軽スポーツ場の項～活性化施設荘川ドームの項（略）										高山市屋内軽スポーツ場の項～活性化施設荘川ドームの項（略）									
荘川グラウンド					高山市荘川町一色397番地1					荘川グラウンド					高山市荘川町一色397番地1				
荘川テニスコート					高山市荘川町一色397番地1														
一之宮屋内運動場の項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項（略）										一之宮屋内運動場の項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項（略）									
別表第2（第11条関係）										別表第2（第11条関係）									
（単位：円）										（単位：円）									
施設の部・グラウンドの部（略）										施設の部・グラウンドの部（略）									
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料						
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2	夜間照明（各区分）				午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2	夜間照明（各区分）
テニスコート	岡本テニスコート	1区画	510	720	720	1,950	720	720	610	テニスコート	岡本テニスコート	1区画	510	720	720	1,950	720	720	610
	中山テニスコート	備考 1 午前は8時から12時まで、午後1は12時から15時まで、午後2は15時から18時まで、全日は8時から18時まで、夜間1は18時から20時まで、夜間2は20時から21時30分までとする。 2 午前8時以前は、1時間単位で使用することができる。使用料は、午前の使用料を1時間当りの金額に換算し算定する。							備考 1 午前は8時から12時まで、午後1は12時から15時まで、午後2は15時から18時まで、全日は8時から18時まで、夜間1は18時から20時まで、夜間2は20時から21時30分までとする。 2 午前8時以前は、1時間単位で使用することができる。使用料は、午前の使用料を1時間当りの金額に換算し算定する。										
	丹生川運動公園テニスコート																		
	清見テニスコート																		
	荘川テニスコート																		
	一之宮テニスコート																		
久々野総合運動公園テニスコート																			
秋神テニスコート																			
施設の部～体育館・武道館の部（略）										施設の部～体育館・武道館の部（略）									
備考（略）										備考（略）									

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。